

会津若松経営品質賞の申請企業を募集します！

■会津若松経営品質賞とは

会津若松経営品質賞は、日本経営品質賞を範とし、市内企業・組織が継続的な経営改善・革新の実践を図るための契機とすることを目的として平成14年4月に創設した賞です。これまでに大賞8社・奨励賞7社が受賞しています。

■賞に応募するメリット

賞への応募に際し、自社の経営全体についての申請書を作成いただきますが、この申請書について、日本経営品質賞審査員等による審査のほか、受賞の有無に関わらず、経営における「強み」や「改善に向けての提言」等の詳細な評価レポートを受けることができ、継続的な改善のための指針として有効に活用いただけます。

ぜひ会津若松経営品質賞にチャレンジし、自社の経営改善・向上にお役立てください。

■賞の概要

- | | |
|--------|---|
| 《対象》 | 事業所が市内に所在し、設立後1年以上経過している企業・組織等（従業員数又は資本金の制限があります） ※市内に事業所がある会津地域（市外）の事業所等も対象になります。 |
| 《賞の種類》 | 『大賞』『奨励賞』 |
| 《審査》 | 3名の審査員が書類審査及び合議・現地審査を行い、会津若松経営品質賞委員会にて厳正に審査します。 |
| 《応募方法》 | 別に定める「申請ガイドブック」に基づき、応募いただきます。 申請ガイドブックにつきましては、事務局までお申し出ください。 |
| 《申請期間》 | 平成30年8月6日(月)～9月14日(金) ※事前に「資格確認書」の提出が必要です。[8/1(水)～8/17(金)] |
| 《申請費用》 | 申請に際する費用として30万円（消費税含む）を申し受けます。 ただし、下記の場合は申請費用を20万円とします。 (1) 市内組織の初回申請 (2) 病院、学校、社会福祉団体、行政、NPO法人、その他公共団体などからの申請 |
| 《事前説明》 | 応募に際し、詳細についての説明を希望される組織の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。 またこの説明につきましては、今年度応募を考えている組織だけでなく、数年後に申請を検討している組織への説明も受け付けます。 |

お問い合わせ先

会津若松経営品質協議会 事務局（担当：木津）

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号（会津若松市観光商工部商工課内）

TEL 0242(39)1252 FAX 0242(39)1433

E-mail: shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

URL: <http://www.aizu-keihin.jp/>